

教育委員会制度等に関する意見

去る4月15日、教育再生実行会議は、第二次提言として「教育委員会制度等の在り方について」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。

今回の提言において、現行の教育委員会制度について責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議の形骸化等、地方と軌を一にする問題意識に立ち、検討が進められたことは理解できる。

しかしながら、提言では、「教育長が地方公共団体の教育行政の責任者」として教育事務を行い、住民から直接選挙で選ばれた首長は、教育長の任命・罷免の権限を有するに止まり、指揮監督の権限は有しないとされている。

もとより、行政権の執行は住民の直接選挙により選ばれた首長が住民の負託を得て行うという原則にかんがみれば、首長による教育長の任命・罷免権と指揮監督権は一体のものとして認められるべきである。

これまで地方は、教育委員会の必置規制を緩和し、地方公共団体の選択により首長の責任の下で教育行政を行うことができるようにすることを求めてきたところであり、こうした選択制も含め、重ねて、首長と教育長の関係について、幅広く議論する必要がある。

また、現行法では「子どもの生命・身体の保護のため緊急の必要があるとき」に限定されている国の地方公共団体に対する是正・改善の指示を、「教育行政が法令の規定に違反した場合」及び「教育を受ける権利が侵害される場合」にまで拡大することに関しては、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治法の立法原則が定められていることを踏まえ、地方分権の観点から、地方の教育行政に対する国の関与の在り方について、改めて議論するべきである。

よって、政府においては、今後、新たな地方教育行政体制の在り方を検討するに当たっては、中央教育審議会をはじめ、機会あるごとに地方の意見を聴取するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、上記の意見を十分に踏まえて改革を進めるべきである。

平成25年4月19日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	山田啓二
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長	山本教和
全 国 市 長 会 会 長	森 民夫
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	関谷 博
全 国 町 村 会 会 長	藤原忠彦
全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長	高橋 正